



4月から隔月で「はっぴー弘済会」を発行しましたが、みなさんのお手元に届いたでしょうか。発行部数限定でしたので、日教弘石川支部（以後、当会）の提携保険会社であるジブラルタ生命株式会社の学校担当に、おもに校長先生・教頭先生や会員への配布をお願いしました。会員の方からの問い合わせもありましたので、今後は全員の教職員にお届けできるようにします。当会の事業案内等をタイムリーにご案内しますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

「弘済会」って
なに??



公益財団法人 日本教育公務員弘済会は
国が認める公益・福祉事業団体

弘済会は、教育振興のための公益事業・会員の皆様への福祉事業及び共済事業（提携保険事業）を行う団体として

国（内閣府）から認可された公益財団法人です。

これらの事業の推進に当たっては、提携保険会社であるジブラルタ生命保険株式会社の学校担当がいろんな「はっぴー」を提供するために、先生方のもとへ訪問させていただいております。

弘済会が行う共済事業（提携保険事業）とは...

弘済会が行う共済事業（提携保険事業）とは、現職教職員（学校・教育委員会等に勤務の方）しか加入できない「教弘保険・ユース教弘保険」という生命保険を提携保険会社であるジブラルタ生命株式会社を通して提供することです。

教弘保険は、学校や教育委員会にお勤めの方しか加入できない生命保険です。集団契約特約を付加することで割安な保険料で充実した保障を提供しています。

○ 年齢による保険料の増額はありません。

一般的な生命保険の多くは、年齢に応じて保険料が高くなります。しかし、教弘保険は、年齢・性別に関係なく保険料は一律で、年齢が高くなったからといって保険料が上がることはありません。

○ 転職・退職・病気になっても保険料はそのままです。

一度加入されれば、転職・退職されても、或いは不幸にして病気になられたとしても、以後の保険料が上がることはありません。

○ 各種福祉事業・ライフサポート倶楽部会員としての特典を受けられます。

《ジブラルタ生命保険（株）の学校担当は、いつでも先生方のご相談に応じます。お気軽に声をおかけください。》

市町教委の辞令で学校に勤務しておられる市町配置の職員の方も、会員資格があります。また、教育委員会に勤務しておられる方は、教職だけでなく行政職の方も会員資格があります。行政職の方などが、その後、首長部局に異動されても会員資格を継続することができます（解約されると資格がなくなります）。

公益財団法人 = 信頼 + 公益

一般財団法人は団体の公益性や非営利性や目的などを問われず、一定の財産を用意できれば誰でも設立できる法人です。

一方、公益財団法人となるためには、行政庁による非常に厳しい公益認定のための審査（18項目の審査）を必要とします。一般財団法人のように登記のみで設立できるものではありません。もちろん非営利です。また、公益財団法人には遵守事項（収支相償、公益目的事業費率50%超等）がついてまいりますし、継続的に行政庁からの監督もあります。これらのことにより、高い社会的信用を手に入れることが出来るのです。



日本教育公務員弘済会は2012年4月に内閣府から公益財団法人として認定を受けました。

今年度8年目を迎え、教弘会員の皆様のおかげでますます充実した公益事業を行うことができています。大変感謝しております。

今後も内閣府の監督のもと、公益法人の使命としての「民による公益の増進」に寄与するために、公益目的事業の更なる拡充を図り、広く教育界に貢献してまいります。関係各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

インフルエンザ予防接種補助のお知らせ

昨年度から実施の福祉事業「インフルエンザ予防接種補助」を今年度も継続して行います。助成金額や助成対象が変わっておりますので、ご注意ください。

募集要項及び申請書は11月1日に

当会のHP (<http://www.ishikyoko.jp/>) に掲載します。

必ずご確認ください。



学校教育活動助成（第2次）募集

学校教育活動助成（第1次募集）には68校からの応募がありました。有難うございます。7月9日に選考委員会を開催し、63校へ助成しました。（ホームページに一覧表を載せてあります。）

選考委員からは次のような意見や要望等がありましたので、今後の参考にしてください。

- ・申請書3の活動内容があまりにも少ないので、判断のしようがない。
 - ・必要性が感じられない。
 - ・県費・市費等で予算付けできないのだろうか。
 - ・固定資産や施設に付属する費目はいかなるものか。
 - ・文化祭への助成はいかなるものか。
 - ・児童・生徒の移動手段にかかる交通費はいかなるものか。
- 等々

これらの指摘を受けて、第2次募集では申請書の活動内容欄に必要性が記入できるようにしました。選考委員の方々が活動名・ねらいと活動内容・必要性を十分に把握できるように記入していただければと思います。何卒ご理解のほどよろしく願います。

なお、申請にあたっては、当会のホームページ (<http://www.ishikyoko.jp/>) で必ず募集要項・申請書をダウンロードしてご確認ください・ご記入してください。



「生活設計」セミナーから

先日開催しました上記のセミナーには沢山の方に参加いただきました。その時のアンケートによると、「参考になった」と答えられた方がほとんどでした。また、年金・介護・資産運用についてのセミナーを希望したいとのご意見も多く寄せられました。

そこで、11月には「資産運用」という観点からのセミナーを開催する予定です。詳しくは、セミナー開催のご案内をご覧ください。当会のHPでもご覧いただけます。



祝金給付のご案内

教弘会員（教弘保険加入者）の方に、下記慶事に各5,000円の祝金を贈呈しています。

※グループ保険、附属保険のみの加入者は除く。

●結婚祝金

会員が結婚したとき。
夫婦とも会員の場合
ともに給付。

指定口座へ **5,000円** 給付
(※申請は、結婚後1年以内)



●出産祝金

会員または配偶者が出産したとき。
夫婦とも会員の場合ともに給付。

指定口座へ **5,000円** 給付
(※申請は、出産後1年以内)



●入学祝金

会員の子供が小学校・中学校・
高等学校・特別支援学校に入学したとき。
両親とも会員の場合ともに給付。

図書カード **5,000円** 贈呈
(※申請は、入学後1年以内)



「領収書」が必要です

当会の福祉事業「健康増進補助」では医療機関の領収書が必要となります。しかし、毎年会員の方から「領収書をなくしたのですが・・・」という問い合わせが数件あります。大変申し訳ありませんが、領収書がないと助成することはできません。

また、教育振興事業「学校教育助成」の報告時にも領収書が必要となります。どのような法人にも、監査がありますので、一般的には領収書がないと補助金を出すことができません。ご理解のほどよろしく願います。

特に、退職後は確定申告しなければならない方が多いと思います。領収書は絶対になくてはなりません。申告時に必要です。

